

海外労働事情

EU

ロマ人送還をめぐる欧州委と仏政府が対立

フランスで八月に開始された違法キャンプの撤去とロマ人の送還をめぐる、特定の人種を標的にしておりEU法違反であるとする欧州委員会と、これに反発するフランス政府の間で緊張が続いていた。欧州委員会は九月末、EU法に準拠した国内法の整備不足が問題であるとしてフランス政府に是正を勧告、一方、すでに実施された送還については、差別的な目的等はないと主張した。フランス政府の主張に配慮するかたちとなった。フランス政府は、七月中旬に中部・南東部で発生した違法キャンプのロマ人などによる暴動をきっかけに、今回の強硬策に踏み切った。違法キャンプ居住者は犯罪にかかわる可能性が高いなどとして、治安維持を主な理由に掲げ、八月初旬から撤去作業を開始、出身地であるルーマニアやブルガリアに送還されたロマ人は、九月までに一〇〇〇人以上にのぼる。

現在、EU域内に居住するロマ人は一〇〇〇万人から一二〇〇万人とみられ、ルーマニアを筆頭に、ブルガリア、ハンガリーなど東欧諸国の居住者が多いほか、フランスやイタリアにも数十万人が居住しているという⁽¹⁾。大半は長期定住者だが、移動居住者など一時的な居住者も一定数を占め、フランスにも一万五〇〇〇人前後のキャンプ居住者がいると推定されている。EU加盟国の市民権を有するこうしたロマ人は、本来、EU指令⁽²⁾によつて原則三カ月間は滞在許可を得ずとも他の加盟国に移動・居住することが認められている（有効なIDまたはパスポートの保有が条件）。ただし、受入国の社会保障制度の負担となることを避けるため、滞在が三カ月を超える場合は、雇用者もしくは自営業者であることや、自らの生活を支える資産があることなどの条件を設けることを加盟国に認めている⁽³⁾。

また、公共政策、公共の安全、公衆衛生を理由に、こうした移動の自由を制限することができると同時に、EU市民が享受すべき権利を定めた欧州基本権憲章⁽⁴⁾は、特定の民族や国籍を理由とする集団的な国外追放を禁止している。フランスは、三カ月を超える滞在者に対する条件を制度化しており、条件を満たさない外国人の送還は適法だ。政府によれば、昨年一万人あまりのロマ人を出身国に送還している。また、今回の送還は居住者各々についてしかるべき手続きを踏んだ自発的なもので、その証拠に対象者は帰国に合意する見返りとして支給される手当（成人三〇〇ユーロ、児童一〇〇ユーロ）を受け取っている、と政府は主張している。これに対して、欧州議会や人権保護機関、また国連などは、ロマ人という特定の集団を標的とした差別的な施策であり、個々の対象者に対する審査も行われていないと主張、集団的な強制送還であるとして即時停止をフランス政府に求めた。

欧州委員会は当初、一連の施策に懸念を表明し、EU法違反の有無について検証するとしていたものの、ロマ人を標的にした施策ではないとフランス政府が「保証している」と述べ、宥和的な姿勢を示していた。しかし、フランス内務省による違法キャンプ撤去に関する通達の内容（三カ月で三〇〇の違法キャンプを撤去し、特にロマ人のキャンプを優先せよ、との指示）が明らかにになると態度を一変、恥ずべき人種差別的行為であるとの厳しい非難を展開し、フランス政府に対して施策の即時停止を求めた。レディング司法担当委員は、①特定の民族に対する指令の差別的適用、②指令に基づく国内法制の整備不足の二点において、フランス政府はEU法に違反しているとして、法的手続きを開始すべきであるとの見解を示した。

フランス政府はこうした批判に反発し、ロマ人の自国への流入はルーマニアやブルガリアにおける統合政策の失敗が原因であると両国を批判、また一方で、九月中旬までに撤去された約五〇〇カ所の違法キャンプのうちロマ人に関するものは一九九カ所、排除された居住者五四〇〇人も大多数はフランス国籍の保有者であったとして、ロマを標的にしたとの批判に反論した。

欧州委員会は協議の末、フランス政府に対して、指令に基づく法整備不足に関する是正勧告を行うとの結論を九月二十九日に示した。一〇月一五日までに、法整備に関する案とスケジュールを示さない場合、EU法違反に係る公式な手続きを開始するとしている。同時に、他の加盟国でもロマ人排斥の動きがみられることを憂慮、他の加盟国についても状況を分析のうえ、違反手続きの必要性を検討する意向だ。また併せて、既に設置を決めている「ロマ・タスクフォース」(欧州委の関係部局で構成)

により、ロマ対策のためのEUからの補助金⁽⁵⁾が適切に支出されているかを監視することなどを確認している。一方、今回の送還に関しては、①特定の民族を標的とする目的等はなかった、②差別的な内容の通達は撤回された、③EU法に則した効果的かつ非差別的な法整備を行う、といった点をフランス政府が保証していることに留意するとしており、法的措置は取らないとみられる。フランス政府はこの声明を歓迎している。

〔注〕

1. 各国の国勢調査データによれば、ルーマニアが五三五〇〇〇人、ブルガリア三七万人、ハンガリー二〇五〇〇〇人、フランス三〇〇三万人、イタリア一二一六万人などと推計されている。("The European Social Fund and Roma", European Commission (2010) による)が、これらを合計しても四〇〇〇七〇〇万人。実際には、域内全体に倍以上が分布しているとみられる。

2. EU市民とその家族の域内における移動と居住の自由に関する指令

3. ①雇用者・自営業者であること(一年以上の就業を経た非自発的失業者で、求職者登録をしている者(一年未満の有期労働契約の満了後に非自発的失業状態にあり、求職者登録をしている場合は、認められる滞在期間は六カ月まで)、病気や事故で一時的に就業できない者を含む)、②自らと同伴している家族の生活を支えらるる資産があり、かつ医療保険に加入していること、③受け入れ国が承認または補助する教育・職業訓練に参加している

こと、または④上記のいずれかを満たすEU市民の家族（EU域外の出身者を含む）、というもの。

4. 〇九年一月のリスボン条約の成立により法的拘束力を与えられた。

5. EUは加盟国のロマ支援プログラムに対して、欧州社会基金から補助を行っている。〇七―一三年については、一・二カ国の加盟国におけるこうしたプログラムの係る予算一七五億ユーロ（〇〇―〇六年には一・一カ国、三〇億ユーロ）のうち、一・三〇億ユーロが補助金として支給されている。

【参考資料】

European Commission, 'EUobserver',
European Voice, 'EurActive', BBC
各ウェブサイト

（国際研究部）

イギリス

移民の数量制限に企業などが反対

移民増加の防止策の一環として、政府はEU域外からの移民労働者の数量制限を七月から暫定的に導入した。来年四月には制度を恒久化した意向で、具体的な手法などを検討しているところだ。しかし、企業やシンクタンク、あるいは政府内部にも、人材不足を助長し、景気回復の妨げとなりかねないとの懸念が広がっている。

労務管理の専門団体CIPDが会計事務所のKPMGと実施した企業調査(1)によれば、回答企業五九八社の四五%が、求

人の充足が困難な状況にあるとしており、とりわけエンジニアリング、IT、会計・金融などの専門職が不足しているという。四割前後の企業が、国内の大卒者・義務教育終了者の読み書きや計算能力がこの五年で劣化したと感じていると回答、国内での人材確保が難しくなっている。二一%の企業が、過去三カ月に外国人を採用（うち三七%がEU域外から）しており、一七%が第3四半期（七―九月期）に海外から人材を採用したいと回答している。また、ほぼ一〇社に二社（九%）が、来年には海外に事業を移転することを検討しているという（コールセクター、IT、金融部門など）。

CIPDはこの結果をうけて、専門的な仕事を担っている移民労働者を制限して、イギリス人労働者の訓練によりこれに替えるというのは、一朝一夕に出来ることではないと述べている。むしろ、現行のポイント制は効果を発揮しているとして、数量制限には反対の立場だ。

同様に、企業などの間では数量制限に反対する声が強い。イギリス商業会議所（BCC）は、企業は国内労働者を雇用したいと考えているが、彼らにはしばしば、基礎的な技能ややる気の問題がある場合があると述べ、数量制限は「意図せざる結果を招く」可能性があるとしている。

また、イギリス産業連盟（CBI）は、数量制限自体に異論はないが、各企業の外国人受け入れ申請に対する許可数が、前年の外国人労働者の雇用実績をもとに計算されているため、企業が成長に向けて取り組んでいる現在の人材需要の実態には即していないと主張。成長に寄与する企業に対しては現実的な数量を設定するよう求めている。

この他、外国人専門家を多く雇用する金融業や石油業などの企業や業界団体が、数量制限に反対している。さらに、自治体の介護労働者の受け入れに関する申請も、数量制限を理由に却下されるなど、広範な影響が生じつつある。

経営側のこうした懸念をうけて、ビジネス・イノベーション・技能相のケール氏は、数量制限が国内産業に多大な損害を与えているとの見解を示した(2)。CBIと同様に、前年実績に基づき受け入れ許可数の決定を批判、数量制限への対応策として企業が海外に拠点を移した場合国内では数千人分の雇用が失われるだろうとして、柔軟な運用を行うよう政府に求めている。しかし、首相官邸はこの発言について、証拠が無いとして一蹴した。

一方、移民流入に対する規制強化を求める非営利団体Migration Watch UKは、企業が外国人専門技術者を容易に利

用できる場合、国内労働者を訓練するインセンティブが損なわれ、結果として国内労働者の訓練機会を狭めると主張している。また、移民制度を所管する内務省のグリーン移民担当相も、企業が移民労働者に依存することは、イギリス人失業者の助けにはならない、と述べている(3)。

数量制限、就学ビザ等にも波及か

ただし、移民労働者の数量制限は、直接の目的である移民増加の抑制策としての効果は薄いとみられている。統計局が八月二六日に発表した移民関連統計によれば、〇九年の移民（一年以上の長期滞在者・滞在予定者）の流出・流入者数の差である純増数は、〇八年より三万三〇〇〇人多い一九万六〇〇〇人であった。

ただし、流入者数自体は前年から四%減少しており、むしろ流出者数の減少（一三%減）が純増数増加の直接の理由だ。ビザ発給数ベースで見ると、就労やその他の理由による発給数が減少しているのに対して、就学ビザの発給が顕著に増加（対前年比三五%増）している。

グリーン移民担当相はこうした状況について、前政権から引き継いだ入国管理システムが制御不能である証拠と述べ、就労や家族呼び寄せなど就労以外の経路による流入についてもコン

トロールする必要があると主張している。とくに、大半を占める就学ビザによる入国者のうち、高等教育の受講者の比率は半数程度と低く、また長期にわたる残留者も多い傾向にある(4)として、こうした移民がイギリス経済にとって有益といえるのか、実態を把握する必要があるとしている。

【注】

1. "Labour Market Outlook - Quarterly Survey Report Summer 2010". 調査時点は六月。

2. 同相が所属する自由民主党は、五月の総選挙で保守党が公約として掲げた数量制限に強く反対していた。同相の意見をめぐっては、連立政権で副首相を務めるクレック自由民主党党首もこれを支持している。

3. これまでのところ、移民労働者の流入による国内労働者の雇用への影響は、皆無かごく僅かとの見方が一般的だ。

4. 内務省の調査によれば、二〇〇四年の各種ビザによる入国者のうち、就学ビザによる入国者は約一八万人と最多で、このうち二割が五年後にも国内に滞留している。就労を目的とした不正なケースも多いとみられ、取り締まりの必要性が以前から言われていた。

【参考資料】

Office for National Statistics, UK Border Agency, CIPD, BBC, guardian.co.uk, Financial Times, Personnel Today, HRreview 各ウェブサイト

アメリカ①

八月の失業率(九・六%)と長期化する景気低迷の影響

九月三日、米労働統計局は八月の雇用統計を公表した。失業率は前月比〇・一ポイント増の九・六%、非農業部門の就業者数は五万四〇〇〇人減となった。

民間部門が六万七〇〇〇人増となったものの、公共部門が一万四〇〇〇人減となり、全体では減少に転じた。公共部門で就業者数が減少した原因は、国勢調査の終了にある。国勢調査実施に伴う短期雇用者は、六月が二万五〇〇〇人減、七月が一四万三〇〇〇人減と毎月大きく減少してきている。

民間で雇用が増加した主な業種は、ヘルスケアの二万八二〇〇人、建設業一万九〇〇〇人、人材派遣業一万六八〇〇人などである。製造業は二万七〇〇〇人減となったが、自動車が活発で夏季休暇に伴う工場閉鎖期間が短縮されたことで、通常よりも減少幅は少なめとなった。

失業者数の内訳を学歴別にみると、高卒以下が一〇・三%であるのに対して、大卒以上が四・六%となっており、高卒以下により厳しい状況となっている。六カ月を超える長期失業者の割合は前月比〇・三ポイント減

だったが、前年同月比で八ポイント増の四二%と失業が長期化する傾向となっている。

九月二日には、米労働統計局が八月の州別失業率を公表した。これによると、一四州で非農業部門の就業者数が増加した一方で、ワシントンD・Cを含む三七地域で減少した。前月比では、二七州の失業率が上昇し、一三州が低下した。最も高い失業率はネバダ州の一四・四%で、ミシガン州が二・一%と続いている。地域別では西部が一〇・八%、中西部が九・四%、南部が九・二%だった。

伸びる在職者の勤続年数

景気低迷の長期化は失業率の高止まりだけでなく、さまざまな影響をもたらしている。その一つに勤続年数が伸びていることがあげられる。

九月一日に米労働統計局が公表した調査結果によれば、一六歳以上の雇用者の場合、二〇〇八年一月には四・一年だった勤続年数が、一〇年一月では四・四年となり、〇・三年ほど伸びたことがわかった。調査を開始した一九九六年は三・八年だった。内訳をみると、一〇年以上の長期勤続者の割合は〇八年では三一・五%だったが、一〇年には三三・一%に伸びている。勤続年数と学歴の関係をみると、高卒未満が四・四年、大卒が五年、大学中退と博士学位

取得者が五・二年、高卒が五・四年、修士学位取得者が五・七年となっており、高卒未満がもっとも短くなった。

不法移民労働者も減少

不法移民労働者数にも影響が出ている。ワシントンにある民間シンクタンク、ピュー・ヒスパニック・センターが九月一日に発表した調査結果によれば、〇七年に一二〇〇万人と過去最高を記録してから減少を続け、

〇九年には一一一〇万人となった。不法移民労働者数は〇七年から六〇万人減少して、七八〇万人。しかし、一九九〇年代の不法移民者数が三五〇万人程度だったことと比較すると、三倍程度と依然として高い。ピュー・ヒスパニック・センターの試算では、不法移民の失業率は米国生まれの労働者と比べて一%ほど高くなっている。〇四年から〇七年では、反対に不法移民の方が低い失業率を示していた。

医療保険加入率も低下傾向に

医療保険加入率も景気低迷の影響で低下傾向にある。米国国勢調査局は九月一日に、医療保険に加入していない人の数が〇九年に五〇七〇万人となり、前年の四六三〇万人から大きく増えたと発表した。

個人加盟の民間医療保険加入者の割合は〇八年の六六・七%から六三・九%へ、雇用主負担

による医療保険加入者の割合は〇八年の五八・五%から五五・八%へといずれも〇九年に低下した。世帯年収別では、七万五〇〇〇ドル以上の世帯の医療保険未加入の割合が九・一%にとどまっているのに対して、二万五〇〇〇ドル未満では二七%へと上昇している。

医療保険加入率は、正規雇用か非正規雇用かという雇用形態に左右される。これは、アメリカの医療保険が雇用主負担を基盤としているためだ。正規労働者の医療保険加入率の低下が〇八年から〇九年で〇・六ポイントに留まったのに対し、非正規労働者の未加入率は二・七%ポイント上昇した。景気後退の中で正規雇用労働者数が大幅に減少し、非正規へと移行したことの原因の一端があるとされる。米労働統計局によれば、一九九〇年から二〇〇八年の間に人材派遣業に雇用される労働者数が一一〇万人から二二〇万人へと倍増するなど、非正規労働者数が増加傾向にある。

雇用創出に向けた動向

このような状況に対し、米国商業会議所はレイバーデーに合わせた年次報告を行った。これによれば、向こう五年間にわたって、月あたり二四万人の雇用創出が必要であり、そのためには雇用創出をもたらす高所得者向け減税の延長が不可欠であ

るが、現在のオバマ政権が高所得者への税負担を重くしているとして批判した。

一方、オバマ大統領は同じくレイバーデーに合わせた演説を九月六日にミルウォーキーで行い、国内の輸送インフラの新設と改修に向こう六年間で五〇〇億ドルの予算を投入して、雇用を創出するとしている。

【参考資料】

- BLS Says Temporary Help Jobs Expanded Over Past Two Decades, Remain Volatile, Daily Labor Report, Sep. 21, 2010
- Chamber Says 240,000 Jobs a Month Needed For Five Years, Criticizes Obama Initiatives, Daily Labor Report, Sep. 2, 2010
- Jobless Rates Fell in 13 States in August, As Payrolls Increased in 14 States, BLS Says, Daily Labor Report, Sep. 2, 2010
- Obama Unveils Infrastructure/ Jobs Plan During Labor Day Speech in Milwaukee, Daily Labor Report, Sep. 7, 2010
- Pew Center Says Illegal Immigrant Total Fell By 1 Million Over Two Years to 2005 Level, Daily Labor Report, Sep. 1, 2010
- Uninsured rose to 50.7 Million in 2009, Highest Since Data Collection Began in 1987, Daily Labor Report, Sep. 16, 2010
- Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States, The Census Bureau (<http://www.census.gov/prod/2010pubs/p60-238.pdf>)
- Pew Hispanic Center リポート U.S. Unauthorized Immigration Flows Are Down Sharply Since Mid-Decade (<http://pewhispanic.org/files/>

reports/126.pdf) (二〇一〇年九月一日閲覧)
 The expanding role of temporary help services from 1990 to 2008, <http://www.bls.gov/opub/mlr/2010/08/art1full.pdf>, The Monthly Labor Review August 2010, Department of Labor, Bureau of Labor Statistics
 米労働統計局WEBサイト (<http://www.bls.gov/bls/newsrels.htm#OES>) (二〇一〇年九月三日閲覧)

アメリカ②

カードチェック法案成立は困難—大統領発言

九月二三日、オバマ大統領は従業員自由選択法案 (Employee Free Choice Act、通称 Card Check Bill) 成立に必要な上院での六〇議席以上の賛成を得ることは難しいと発言した。法案成立以外の手段として、行政手続の変更によって組合結成を容易にすることを試みるとしたのである。

従業員自由選択法は従業員から署名入りのカードを集めた後に投票をしていた手続きを簡素化し、従業員の過半数からカードを集めただけで組合結成を可能とするもの。

従業員自由選択法案が議論の週上についている理由として、組合結成に反対する経営者が、投票日を意図的に遅らせ、それまでの期間に外部のコンサルタ

ントや弁護士事務所などを活用するなどの妨害を行うことなどにより、組合結成が阻害されているとの労働組合側の批判がある。

【参考資料】

Obama Says Votes Not There to Pass Employee Free Choice Act, Daily Labor Report, Sep.13, 2010

(国際研究部 山崎 憲)

ドイツ

求職者基礎保障給付(長期失業者等対象)、標準給付額の引き上げ

メルケル首相率いる連立政権は九月二六日、与党内で議論が続いていたハルツ第四法に基づく求職者基礎保障給付を、現行の月額三五九ユーロから三六四ユーロ(成人一人あたりの標準額)に引き上げることで合意した。二〇一一年一月一日からの施行を目指す。

引き上げ案の骨子

「求職者基礎保障制度」は、長期失業者とそのパートナー等の生活保障を目的としており、「ハルツ第四法 (Hartz IV)」に基づき「社会法典第二編 (SGB II)」で規定している。給付の中心となるのは「失業給付 II (I)」で、長期失業者や就業能力のある生活保護受給者に、

就労を促す目的で二〇〇五年に創設された。給付対象のほとんどは長期失業者であり、その多くが職業教育を受けていない無資格者や低資格者である。現地の報道 (ZDF) によると、引き上げで恩恵を受ける成人(満一八歳以上) 受給者は約四三〇万人、受給者の子どもは約一七〇万人とみられている。骨子案は、表1の通り。
 月額三六四ユーロの主な内訳には、食費(二二八・四六ユーロ)、被服費(三〇・四ユーロ)、

余暇費(三九・九六ユーロ)などを含む。今回はさらに「医療費」や「インターネット利用費」の項目を追加し、「飲酒」と「喫煙」を削除した。
 なお、受給者の子どもに対する給付額は現行のまま据え置く。ただ、この給付額については、今年二月九日に「子どもに対する給付額は、単純に成人の六〇〜八〇%としているだけで、子ども特有の事情や必需品について考慮していない」として、連邦憲法裁判所 (BVerfG) が算定方式に関する違憲判決を出している。判決を受けて政府が見直した算定方式では現行額を下回るため、裁定の悪化禁止条項(現行額を下回ってはならない)に従って据え置きとなった。また、新たに「教育パッケージ (Bildungspaket)」とよばれる現物給付を追加し、学校給食、学用品の購入、音楽やスポーツ等のクラブ参加費に充てる。換算すると一人あたり月額約二〇ユーロ以上の引き上げとなり、政府の予算総額は約六億二〇〇万ユーロに上る。

表1 求職者基礎保障の標準給付額(月額)

受給資格者	現行	2011年1月1日～
成人(満18歳以上)で ・単身者 ・単身養育者(ひとり親) ・未成年(満18歳未満)のパートナーがいる人	€359	€364
・2人とも成人のカップル	€323 (各自) (€359の90%) (各自)	€364の90% (各自)
・満14歳以上～満25歳未満の子ども ・受給者のパートナーで未成年の者	€287 (€359の80%)	現行のまま据え置き ※金額の引き上げではなく、現物給付の追加による実質引き上げ
・満6歳以上満14歳未満の子ども	€251 (€359の70%)	
・満6歳未満の子ども	€215 (€359の60%)	

資料出所: Bundesagentur für Arbeit (連邦雇用エージェンシー)、ZDF (9月27日付)

労組や野党は反発

政府案について、労組、野党、福祉団体らは「引き上げ額が少なすぎる」として反発している。社民党 (SPD) のマヌエラ・シュウエジング (Manuela Schwesig) 副党首は「社会的弱者を犠牲にしている」と述べ、同盟九〇/緑の党のジェム・オズデミル (Cem Özdemir) 党首は「現政権の方針は道徳的配慮に欠けている」と批判した。

一方、ウルズラ・フォン・デア・ライエン (Ursula von der Leyen) 労働社会相はこれらの批判に対して「現政権の優先事項は、長期失業者をいかにして就業に導くかということである」と述べた上で、「長期失業者は仕事を求めている。今私たちがすべきなのは、このような長期失業者の願いに応えることだ」と反論した。

長期失業者等の給付額引き上げに対する世論の風当たりは強



い。民間の世論調査会社 Emnid が二六日に実施した調査によると、回答者の過半数以上（五六％）が「給付額のいかなる引き上げにも反対」としている。

今後の動き

現在ドイツでは、連邦参議院で与党が多数を占めていない。この状況を利用して野党第一党の社民党（SPD）は、連邦参議院で今回の引き上げ案を阻止する構えを示している。メルケル首相は「この件は社民党を含め、他の野党ともよく議論する必要がある。もし法案が成立しなければ、給付の引き上げが実施できない恐れがある」と述べ、社民党に歩み寄りを求めた。

【注】
社会法典第二編（SGB II）で規定される給付には、失業給付Ⅱのほか就業不能要扶助者に対する社会給付（SG）がある。

【参考資料】
連邦労働社会省HP、連邦雇用エージェンシーHP、Deutsche Welle（九月二六日付）、ZDF（九月二七日付）、海外委託調査員報告

（国際研究部）

フランス

年金制度改革案、下院で可決

フランス下院は九月一五日、

公的年金の受給開始年齢の引き上げを柱とした年金制度改革法案を三二九票対二二三票の賛成多数で可決した。

政府が発表した年金制度改革は公的年金の受給開始年齢を二〇一八年までに現行の六〇歳から六二歳に引き上げようというもの（注）。高齢化時代を迎え、膨らむ年金財政の赤字解消に必要な措置としてサルコジ大統領は法案成立に意欲を見せている。

フランス主要労組は九月七日、政府の年金制度改革に反対し大規模なストに突入した。大都市を中心に全国的なデモが行われ約二〇万〜二五〇万人が参加したとみられる。抗議行動には国鉄や交通公園など公共部門労組も参加しており、市民生活にも大きな影響が出た模様だ。

政府案に対する抗議行動は発表後の五月と六月にも行われたが、今回は下院での法案審議入りに合わせて実施された。デモを組織したのはCGT（労働総同盟）、CFDT（民主労働同盟）、CGT-FO（労働総同盟・労働者の力）などの主要労組。パリでは二七万人（組合発表）、八万人（警察発表）が街頭デモに参加、市民の年金制度改革への根強い反発を示す結果となった。

これに対し、年金制度改革を就任以来の改革の総仕上げと位置付けるサルコジ大統領は、「デモには屈しない」とあくまで強

気の姿勢を崩していない。法案は抗議行動が大規模に行われたことを反映し法案は下院において一部修正され、一〇月上旬から上院での審議に移る。

【注】

年金制度改革案については、本誌海外労働事情「フランス／公的年金制度改革―支給開始年齢を六二歳に引き上げへ」（二〇一〇年八月号）を参照。

【参考資料】

海外委託調査員、Les Echos 紙 他
（国際研究部）

韓国

外国人労働者受け入れを枠を変更

政府は七月三〇日、外国人労働者政策委員会（Foreign Manpower Policy Committee）を開催し、今年中に韓国に新た



に入国させる外国人労働者数を当初計画の二万四〇〇〇人から一万人増加させ、昨年とほぼ同レベルの三万四〇〇〇人とすることを決定した。労働力不足に直面している中小企業支援的な意味合いを持つとみられる。

政府は、経済は昨年の末ごろから着実に好転しているものの、地域の労働市場はまだ立ち直りを見せていないとの認識に立ち、今年の新規外国人労働者の受入数を二万四〇〇〇人にすること、を三月三十一日に発表していた。しかしながら、その後経済は予想を上回るペースで回復、第二四半期の成長率は七・二％（三四月時点での予想は五％）という高い数字を記録すると共に、中小企業の労働力需要は供給を上回っていることが判明した。今年前半の欠員率は三・三％（二八万五〇〇〇人の労働者）で、前年同期に比べて〇・七ポイント上昇した。

今年中に受け入れることが当初発表されていた二万四〇〇〇人の外国人労働者の大半は、すでに雇用されている。上半期の割当に対する申請は四月二日に始まったが、農業・畜産業の割当二〇〇〇人はその日のうちに上限に到達した。また、漁業の割当上限八〇〇人は四月九日に、製造業の割当上限一万三五〇〇人は五月三日に到達した。さらに第三四半期、製造業の割当三〇〇〇人に対する申請は、申請

期間が始まってからわずかに二日後の七月二日に締め切られた。現在は、製造業の第四半期の割当三〇〇〇人、建設業ならびにサービス業の割当の一部のみが申請可能な状態である。

このような状況を考慮し、政府は当初予定を変更し新たに一万人増の受け入れを決定した。追加で受け入れる一万人の外国人労働者には、一般外国人労働者に与えられるE-9ビザが発行される。一万人中の八六〇〇人は労働者不足がもつとも深刻な製造業に、残りは農業・畜産業（一〇〇〇人）および漁業（三〇〇〇人）に割り当てられる予定だ。

外国人労働者政策委員会の委員長はこの決定に関し、「この決定が中小企業の労働者不足の解消に寄与するものと期待している。またさらに、大企業と中小企業との協力を更に促進させ、地域の求職者のために中小企業の雇用条件を改善させると共に、様々な外国人労働者グループを対象とする幅広い対策を講じていく」と述べている。

【参考資料】雇用・労働省
HP <http://www.moel.go.kr/>

（国際研究部）